**平成２７年（フ）第３２号**
愛媛県今治市阿方甲181番地７
破産者　田中　由香
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２７年（フ）第６３号**
福岡県行橋市南大橋３丁目１番１―103号
破産者　手島　佳人
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２７年（フ）第３号**
熊本県八代市大村町456番地１
破産者　平山喜代子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２７年（フ）第４号**
熊本県八代市大村町456番地１
破産者　平山　太子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２７年（フ）第１８号**
大分県国東市安岐町下原541番地138
破産者　横川　豊子
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

## 破産手続終結

**平成２６年（フ）第５０８号**
埼玉県入間市大字小谷田1666番地４　ＧＨ502、開始決定時の住所埼玉県入間市大字仏子1495番地43
破産者　浅見　博史
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第３２６号**
金沢市堅田町甲84番地１
破産者　はやし建設株式会社
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５９６号**
静岡県磐田市向笠竹之内23番地
破産者　有限会社アイスリー
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第３７号**
山口県下関市宝町３番21号
破産者　有限会社倉本文具事務機
１　決定年月日　平成28年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第１３３３号**
さいたま市中央区本町東４丁目23番８号ローザ中央
破産者　金子　　覚
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１１７７号**
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目46番地
破産者　山田　亜希
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１２７０号**
札幌市中央区大通西16丁目２番地４　メゾンエクレーレ近代美術館505号
破産者　小玉　昭英
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２８０号**
東京都東久留米市本町１丁目４番47号　エスパース502、開始決定時の住所埼玉県狭山市入間川３丁目18番６号　オオツカビル403
破産者　進藤　直臣
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第２９６号**
埼玉県狭山市広瀬台１丁目66番13―401号、前住所埼玉県狭山市柏原20番地の13
破産者　冨岡　一三
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第３５５号**
埼玉県入間市春日町２丁目８番６号
破産者　西澤奈保美
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第２３７号**
神奈川県平塚市撫子原４番６号　リバーサイドなでしこ202号、前住所神奈川県秦野市三屋99番地の４
破産者　島田　義典
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第３２号**
福岡県筑後市大字羽犬塚597番地２　沢実荘２号室、住民票上の住所福岡県筑後市大字蔵数269番地１　ＢＲＩＺＺ赤坂ＣＡＮＡＬ108号
破産者　金子みつ子
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

**平成２６年（フ）第３５３号**
東京都新宿区西早稲田３丁目18番９―407号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西田２丁目14番48号　ドミール西田203号
破産者　吉永　桂子
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係